

2010年JAF東北ジムカーナ選手権第5戦
2010年JMRC北東北ジムカーナSr.第5戦
特別規則書

第1条 競技会の定義および組織

2010年JAF東北ジムカーナ選手権第5戦は日本自動車連盟(JAF)公認のもと、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、JAF国内競技規則及びその付則、2010年日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、そして本競技会特別規則書に従い準国内格式競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2010年JAF東北ジムカーナ選手権 第5戦
2010年JMRC北東北ジムカーナSr. 第5戦
オールスター選抜戦
桃豚CUP M.S.C.秋田 スーパージムカーナ

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技会の格式

JAF公認準国内格式 公認番号 2010 - 6020

第5条 開催日程

2010年7月18日(日)

第6条 競技開催場所

秋田県新協和カートランド
秋田県大仙市協和荒川旧荒川鉱山跡地
TEL 0188-94-2425 公認No. 2010-I-0501

第7条 オーガナイザー

モータースポーツクラブあきた (AKITA)
〒018-3115
秋田県能代市二ツ井町海道上100-8 カーズ内
TEL 0185-73-2311
FAX 0185-73-5571

第8条 競技役員

審査委員長	菅原 均
審査委員	山本 朗 (DSCC-A)
競技長	田口 清朗 (AKITA)
副競技長	鈴木 浩樹 (AKITA)
コース委員長	菅原 智志 (AKITA)
計時委員長	安井 満 (AKITA)
技術委員長	田口 清朗 (AKITA)
救急委員長	菅原 智志 (AKITA)
事務局長	細田 一幸 (AKITA)

第9条 参加申込み、費用、期間

1) 申込先

〒018-3103
秋田県能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口104
伊藤 樹 宛
TEL 0185-73-2103
FAX 0185-73-6541

2) 参加受付期間

6月21日(月)～7月9日(金)必着の事

3) 提出書類

所定の参加申込用紙、改造申告書に必要事項を記入し署名捺印し、参加料を添えて期間内に申し込む事。

4) 参加料

JAF選手権クラス	¥13,000	
JMRCシリーズクラス	¥10,000	(会員)
	¥11,000	(非会員)
クローズドクラス	¥8,000	

参加受付期間厳守の事

第10条 競技会のタイムスケジュール

受付	6:45～7:30
公式車検	6:50～7:45
慣熟歩行	7:45～8:25
ドライバーズプリーフィング	8:30～8:45
第1ヒート	9:00～
慣熟歩行	第1ヒート終了後
第2ヒート	慣熟歩行終了後
表彰式	正式結果発表後

第11条 その他の事項

- 1) 公式通知の掲示場 …… タワー横
- 2) ドライバーズプリーフィング … タワー前コース上
- 3) ドライバーの服装はスピード行事競技開催規定に従う事。

第12条 競技の参加制限

最大参加台数は原則として制限しない。

第13条 参加車両・選手権部門およびクラス区分

2010年JAF国内競技車両規則に合致した車両で尚且つ、2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条及び第12条に従う。

選手権クラス N1～4、SA1～3、SC、D

JMRCクラス

- B1 (1000cc以下の車両)
- B2 (1001cc以上の前輪駆動車両)
- B3 (1001cc以上の後輪駆動車両)
- B4 (1001cc以上の4輪駆動車両)
- P (2007年度南北東北シリーズのP車両)
- CD 保安基準適合外の車両
- CL 保安基準に適合した車両

第14条 参加資格

2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第13条に従う。CLクラスは、当該クラブ員か、臨時クラブ員とする。

第15条 車両変更

2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第16条 信号合図

2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第29条に従う。

第17条 順位の設定

2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第18条 競技会の成立、延期、中止、短縮

2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

第19条 参加受理

- 1) 参加受理は通知しない。不受理の場合はその旨通知する。
- 2) 正式受理後の参加料は競技会を中止した場合を除き返金されない。

第20条 一般安全規定

2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第32条に従う。

パドック内において行う行動、作業等は十分安全に留意し、自己の責任で行うこと。

第21条 リタイヤ

リタイヤした後の車両の処置については競技役員の指示に従う事。

第22条 計時

スピード行事競技規定第14条に従う。

光電管使用、バックアップとして自動計測器にて計測し、その計測結果を成績とする。また、バックアップとして2個以上のストップウォッチを使用し、その平均を成績とする。

第23条 失格規定

下記の項目に該当する場合は競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
- 2) 不正行為を行った場合。
- 3) コースアウト等で他人、施設などに重大な損害を与えた場合。
- 4) 車両保管中、申告無しに競技車両を持ち出したり、修理した場合。

第24条 賞典

CLクラスを除く全クラス1位～3位 JAFメダル

全クラス1位～6位 盾・副賞

特別賞

賞典の制限(出走台数)

選手権クラス

5台……2位、6～7台……3位、8～9台……4位

10～11台……5位、12台以上6位

JMRCシリーズクラス

3台……1位、4～5台……2位、6～7台……3位

8～9台……4位、10～11台……5位、12台以上6位

第25条 遵守事項

2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第33条に従う。

- 1) すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに乗っ取ってマナーを保たなければならない。
- 2) 競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。
- 3) オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4) すべての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。(死亡時800万円以上。JMRC共済保険でカバー可)
- 5) 競技ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

第26条 損害の補償

- 1) 参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAF及びオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承諾しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サー

ビス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害補償を負わないものとする。

本規則の施工、記載されていない事項

- 1) 本規則は、本競技会に適用されるもので、参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、及びFIA国際スポーツ競技規則に準拠する。
- 3) 本規則発行後、JAFにおいて決定され、公示された事項は、すべての規則に優先する。

大会組織委員会